

## AI for Science に不可欠な計算資源の戦略的増強 審査基準

### 1. 補助事業の選定等

採択件数及び補助事業者等の選定は、文部科学省で採択課題の審査・評価を実施するために開催される審査・評価ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）での審査により決定する。

### 2. 審査方法・評価方法

- (1) 審査は、申請者から提出される事業計画書等の書面審査、及びヒアリング審査により実施する。ヒアリング審査は、原則、書面審査の結果ワーキンググループで選定された申請者のみ実施することとする。
- (2) 審査は、ワーキンググループの委員（以下「委員」という。）が、「3. 評価項目」に示す項目ごとに、「5. 採点基準」に示す基準に基づき点数化する。
- (3) 審査は、各委員の合計点のうち、最高点と最低点を付けた委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数をもって、当該申請者の評価点とする。
- (4) 審査は、申請者ごとに「絶対評価」で行うものとする。
- (5) 審査の過程で不明瞭な内容や追加で確認を要する内容が生じた場合、委員は、文部科学省の事業担当部局を通じて申請者に対し確認を行うこととする。

### 3. 評価項目

- (1) 整備しようとする計算基盤、必要経費、整備スケジュール（20 点）

| 評価項目 |  |
|------|--|
| 共通   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○整備しようとする計算基盤は AI for Science に係る各種の研究開発への HPCI を通じた迅速かつ効率的な計算資源の提供を行うという事業目的に合っているか。</li> </ul>  |
| (i)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の体制ではない又は不足している計算基盤であり、数 100GPU 規模を有するものであるか。</li> <li>○AI for Science を戦略的に推進するために十分な性能を有する計算基盤であるか。</li> <li>○整備後 5 年以上 HPCI に共用計算資源を利便性高く継続して提供できる規模であるか。</li> <li>○計算基盤を迅速に整備し、令和 9 年度内に HPCI に計算資源を提供で</li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
|      | きるよう適切なスケジュールが事業計画上明記されているか。  |
| (ii) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の計算資源の共用の効率化を図ることができる計算基盤であるか。</li> <li>○既存の計算資源と合わせることで、AI for Science を戦略的に推進するための十分な性能となっているか。</li> <li>○整備後直ちに共用計算資源を利便性高く継続して提供できる規模であるか。</li> <li>○事業実施後、直ちに調達手続き等を開始し、遅くとも令和8年度内に整備完了、運用開始を目指す事業計画となっているか（より早期に運用開始することが望ましい。）。</li> </ul> |

#### (2) 期待される効果、AI for Science 推進の展望 (15 点)

|    | 評価項目   |
|----|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用制度が具体的かつ実現可能であるとともに、将来の HPCI の利用の在り方を見据え利便性高く計算資源を提供できるよう、事業計画において機動的な制度設計を行う見通しがたっているか。</li> <li>○機関の現在の成果の状況等を踏まえ、本事業で整備された計算基盤により創出が期待される成果として妥当であるか。また、その成果は AI for Science の戦略的な推進により期待される成果とも整合するか。</li> <li>○成果やその創出に必要となる提供計算資源量や利用者数等の定量的な目標値を達成することで AI for Science の戦略的な推進に寄与しうるか。</li> </ul> |

#### (3) 運用体制、整備環境 (25 点)

|    | 評価項目  |
|----|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○HPCI に計算資源を継続的に提供するに当たり、高圧電源や通信等のインフラ環境、設置場所、人員、光熱水費等の運転費用の確保が見込まれるか。</li> <li>○今後実施される AI for Science の推進に係る戦略等を踏まえ、HPCI 全体の利用者増にも寄与しうる、利便性の高い利用制度・利用環境（共通化されたコンテナの導入、UI/UX の改善等）が設計されているか。なお、将来の HPCI の利用の在り方を見据え、HPCI 参画機関全体が利便性向上に取り組むことをけん引するような事業計画（既存の計算資源や他の HPCI 共用計算資源との連携を含む。）であることが望ましい。</li> </ul> |

#### (4) 計算資源を活用した研究成果、既存の計算資源の提供実績 (10 点)

| 評価項目 |  |
|------|--|
| 共通   | ○機関として計算資源等を活用したAIや計算科学分野に係る論文数や計算科学分野の研究開発に活用可能なアプリケーション開発の実績等を十分に有しているか。HPCIを含めて現在期間外に計算資源を提供している場合には、これまでの共用計算資源の提供に関する知見を活かした、事業計画となっていることが望ましい。 |

## (5) 提供計算資源量・提供期間の見込み(25点)

| 評価項目 |   |
|------|---|
| 共通   | ○本事業により整備された計算資源量については、HPCIにより多く共用に供されることが望ましい（参考：「富岳」では調整・高度化・利用拡大枠（運用機関自らが利用する枠）が1割程度）。 |
| (i)  | ○整備後5年以上にわたって同程度の計算資源量を利便性高く提供しているか。  |
| (ii) | ○既存の計算資源の提供も見据えながら、継続して多くの計算資源量を利便性高く提供していることが望ましい。                                       |

## (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価(5点)

| 評価項目 |   |
|------|---|
| 共通   | ○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか。 |

**4. 採択決定の方法**

採択は、評価点が最低基準点を超える者の中から、「2. (3)」により算出した評価点が高い者から順に採択するものとする。最低基準点は、最大合計点の5割とする。

なお、採択件数は、審査を経て、最終的にワーキンググループが決定する。ただし、公募時点の採択予定件数によらず、ワーキンググループの決定により増減する場合がある。

**5. 採点基準(評価区分)**

## 評価項目(3)、(5)

| 採点基準(評価区分)             | 評点  |
|------------------------|-----|
| A：優れている                | 25点 |
| B：適切である                | 17点 |
| C：ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要） | 12点 |

(別添)

|                            |    |
|----------------------------|----|
| D : あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要） | 5点 |
| E : 不適切である                 | 0点 |

#### 評価項目（1）

| 採点基準（評価区分）                 | 評点  |
|----------------------------|-----|
| A : 優れている                  | 20点 |
| B : 適切である                  | 15点 |
| C : ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）   | 10点 |
| D : あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要） | 5点  |
| E : 不適切である                 | 0点  |

#### 評価項目（2）

| 採点基準（評価区分）                 | 評点  |
|----------------------------|-----|
| A : 優れている                  | 15点 |
| B : 適切である                  | 12点 |
| C : ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）   | 8点  |
| D : あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要） | 4点  |
| E : 不適切である                 | 0点  |

#### 評価項目（4）

| 採点基準（評価区分）                 | 評点  |
|----------------------------|-----|
| A : 優れている                  | 10点 |
| B : 適切である                  | 8点  |
| C : ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要）   | 5点  |
| D : あまり適切でない（内容に大幅な見直しが必要） | 2点  |
| E : 不適切である                 | 0点  |

#### 評価項目（6）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。①～③のいずれにも該当しない場合は、本項目は0点となる。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

| 認定等                         | 評点 |
|-----------------------------|----|
| 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） | 2点 |

|   |    |
|---|----|
| 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）   | 3点 |
| 認定段階3   | 4点 |
| プラチナえるぼし認定企業  | 5点 |
| 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） | 1点 |

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

| 認定等   | 評点 |
|---|----|
| くるみん認定①<br>(平成29年3月31日までの基準)<br>(次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定)  | 2点 |
| トライくるみん認定①<br>(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)<br>(次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定) | 3点 |
| くるみん認定②<br>(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)<br>(次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。）)       | 3点 |
| トライくるみん認定②<br>(令和7年4月1日以降の基準)<br>(令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)  | 3点 |

|   |    |
|---|----|
| くるみん認定③<br>(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)<br>(令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。)) | 3点 |
| くるみん認定④<br>(令和7年4月1日以降の基準)<br>(令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定)   | 4点 |
| プラチナくるみん認定  | 5点 |
| 行動計画(令和7年4月1日以降の基準)策定済<br>(次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))   | 1点 |

## ③青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

| 認定等      | 評点 |
|----------|----|
| ユースエール認定 | 4点 |